

清瀬市認可保育園の保育料について

答 申

平成20年1月29日

清瀬市使用料審議会

はじめに

使用料審議会は、平成19年11月1日に清瀬市長の諮問を受け、保育園使用料の適正化等の検討を重ねてきた。

少子化が進む中、子育て支援策の充実が求められており、保育園では、産休明け保育実施による0歳児保育や延長保育、一時保育、子育てひろば事業、障がい児保育などを実施し、保育の充実に努めてきた。

今後、さらなる施策の充実が求められているが、保育園運営費の一部である保育料の改定は、平成12年度以降行われていない。

そのため、当市の保育料は国の徴収基準の45.1%と、26市の中で一番低くなっており、平成18年度決算では、市税負担額は児童一人当たり年間120万円におよび、総額では12億8,200万円にもなっている。

一方、市の財政状況は第3次行財政改革の実施により、危機的な財政状況から抜け出したとはいえ、今後、都立清瀬東高校跡地購入や市民センター大規模改修、子ども発達支援・交流センターの整備など大きな事業が予定されている。

また、今後、団塊の世代の方々が退職を迎えることから、市税収入の伸びが期待できないなど決して楽観できる状況にはない。

このようなことから、子育て世帯全般に対する支援策の充実を図っていく上でも保育料の見直しは必要であり、長い間保育料を据え置いてきたことを考えると26市の平均近くまで保育料を引き上げることは止むを得ないこと。また、所得税から個人住民税に税源移譲が行われた後も、同じ所得であればできるだけ平成18年度と同じ階層になるような保育料基準表にするとの結論を得たので、ここに本審議会としての報告をする。

保育料の適正化について

保育料の適正化については、まず、平成19年度に三位一体の改革に伴い、所得税から個人住民税に3兆円が税源移譲されたことにより、平成20年度から保育料が今までよりも所得階層により高くなる世帯と低くなる世帯が出てくるため、これを税源移譲前とほぼ同じ保育料になるように所得階層の見直しを行ったこと。また、現在の保育料が26市と比較して適正なのかどうかも合わせて、財政状況や保育園運営経費、さらには、26市における国の徴収基準に対する保育料の割合などを参考に審議会において検討を行った。

1. 市財政の現状について

市税収入は、平成9年度の90億円をピークに長引く景気の低迷により、平成16年度には80億円を下回り、また、地方交付税や臨時財政対策債も大幅な削減となるなど、市財政は危機的な状況であった。

こうしたことから、第3次行財政改革を実施し、職員数の大幅な削減や給与体系の見直し、特殊勤務手当の全廃、けやき幼稚園の廃園、公共施設の指定管理者制度への移行、各種補助金の見直しなど、あらゆる行財政改革を行った結果、危機的な財政状況を脱出し、各財政指標が改善したところである。

また、今後、予定されている事業を見てみると、都立清瀬東高校跡地購入や清瀬市民センター大規模改修、子ども発達支援・交流センター整備、小中学校校舎や体育館の耐震化、台田の杜整備、各公共施設の老朽化に伴う改修、さらには、子育て支援策の充実や学力向上、農業や商業の育成、良好な景観の保全など課題が山積している。

こうした課題に対し積極的に取り組んでいくためには、自主財源の確保に向けて努力をしていくことも必要である。

2. 運営費の推移

平成18年度決算における保育園運営経費は18億9,500万円であり、これに対する保育料は1億6,700万円で、保育園運営経費全体に占める構成比率は8.8%とほんの僅かである。また、運営経費に係わる一般財源は12億8,200万円で全体の67.7%となっている。

保育園に子どもを預けていない家庭もあることから、保育行政に占める一般財源の比率にも一定の配慮が必要である。

3. 国基準徴収割合に対する26市の状況

国の徴収基準は、保育園運営費に対する国庫負担金を算出する際の基準とされているが、この徴収基準は、それぞれの家庭の所得や児童の年齢等によって異なっている。徴収基準は、非常に高額に設定されているため、どの自治体でも保育料は国徴収基準より低く設定されている。

平成19年10月現在における26市平均の徴収割合は52.0%となっている。これに対する清瀬市の徴収割合は45.1%と26市の中では一番低い割合となっている。

4. 保育料の改定について

以上のような状況を踏まえ、保護者負担の適正化について審議を行ったが、その過程で、次のような議論が交わされた。

- ・国基準に対する徴収割合は26市で一番低いので値上げはしかたがない。
- ・市民生活が厳しい中、保育料の値上げは厳しい。
- ・所得が高いからといって、月額保育料が5万円を超えると負担が大変である。
- ・所得階層幅が大きいと、その幅の低いところと高いところの世帯が同じ保育料というのは不公平である。所得階層をもう少し細かくすべきである。
- ・4歳以上児の保育料は他市と比較して低い。
- ・保育園では、子どもの食生活やしつけなどもきちんと行っており、一定額の引き上げは仕方がない。
- ・B階層から保育料をいただくということは、家にいても食事はするのであるからある程度は仕方がない。栄養士により栄養管理された給食を作っているのであるから。
- ・今まで徴収していないB階層から2,000円を負担してもらおうという案は、食事代の3分の1ぐらいの保育料をいただくということだが、所得の低い世帯にとっては厳しい。
- ・所得の低い人には値上げ幅を小さく、所得の高い人には値上げ幅を大きくすべきである。
- ・皆均等に値上げをすべきである。
等の意見があった。

いろいろと議論を重ねた結果、次のような理由から値上げは止むを得ないと
の結論に至った。なお、別紙徴収基準改定案で概ねの合意が得られたので、改
定に当たってはこれを参考とされたい。

- ①国の徴収基準に対する保育料は45.1%と26市中一番低い。
- ②保育園運営費に占める保育料の割合は低く、また、運営費に占める一般財源
比率は67.7%も占めている。
- ③平成12年度に保育料の改定を行ってから7年間も据え置いている。
- ④今後、市税収入の伸びがあまり期待できないこと。高齢化による社会福祉関
係経費の増加等が見込まれること。などを考えると自主財源の確保に努める
ことも必要である。

附言

議論する過程の中で、次のような要望があったので付け加えておく。

- 1. 値上げするのであるから、一定の保育サービスの充実をしてほしい。
- 2. 激変緩和措置をしてほしい。